

びわこリハビリテーション専門職大学 教育課程連携協議会規程

(目的)

第1条 この規程は、専門職大学設置基準第11条及び学則第41条に基づき、びわこリハビリテーション専門職大学(以下「本学という。｣と産業界及び地域社会との連携により、本学の教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するために設置する教育課程連携協議会(以下「連携協議会」という。)について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 連携協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) 学長が指名する教員、その他の職員 1名以上
- (2) 本学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であり、当該職業の実務に関し、豊富な経験を有するもので、学長が認めたもの 1名以上
- (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者で、学長が認めたもの 1名以上
- (4) 臨地実務実習(専門職大学設置基準第29条第1項第4号に規定する臨地実務実習をいう。)その他の授業科目の開設又は授業の実施において本学と協力する事業者又はその事業所に所属し、責任のある職位のもので、学長が認めたもの 1名以上
- (5) 本学の教員、その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの 1名以上

(議長の職務、選任及び任期)

第3条 議長の職務、選任及び任期は、次のとおりとする。

- (1) 連携協議会に議長を置き、連携協議会の業務を掌理する。
- (3) 議長の任期は、2年とし、互選により選出する。

(副議長の職務、選任及び任期)

第4条 副議長の職務、選任及び任期は、次のとおりとする。

- (1) 連携協議会に副議長を置き、副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (2) 副議長の任期は、2年とし、互選により選出する。

(協議員の任期)

第5条 第2条第1項に規定する各号の協議員任期は、2年とする。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 協議員の再任は、妨げない。
- 3 協議員は、任期満了の後でも、後任の協議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(協議員の補充)

第6条 第2条第1項に規定する各号の協議員に欠員が出た場合は、1ヶ月以内に補充しなければならない。

(協議員の解任及び退任)

第7条 協議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、連携協議会において、出席者の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 協議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 協議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(職務に関する費用の弁償)

第8条 協議員には、その職務を執行するために、交通費等要した費用を弁償することができる。

(連絡協議会)

第9条 連携協議会は、少なくとも年2回開催するほか、議長が必要と認めた場合に開催する。

2 連携協議会の招集は、議長が行う。

3 議長は、連携協議会を招集しようとするときは、7日前までに、日時・場所及び協議事項を各協議員に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りではない。

4 連携協議会は、第2条に規定する各号の協議員1名以上の出席をもって成立する。

5 連携協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議事項)

第10条 連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設、その他の教育課程の実施に関する基本的な事項
- (2) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施、その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(協議員以外の出席)

第11条 議長は、必要に応じ、協議員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。ただし、議決に加えることはできない。

(会議録の作成)

第12条 議長は、事務センター総務グループ職員に会議録を作成させるものとする。

(会議の事務)

第13条 連携協議会に関する事務は、事務センター総務グループ職員で行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、連携協議会の議事及び運営について必要な事項は、連携協議会が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。